

○国土交通省告示第七百七十一号

製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号の二、第二十一条第一項及び第二十七条第一項並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第二項第一号イ、第八十条の二第一号、第九十四条、第九十九条及び第一百十二条第二項の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月三十日

国土交通大臣 中野 洋昌

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示

（構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部改正）

第一条 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小はりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次の各号のいずれかに該当すること。 一 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）に規定する構造用集成材又は化粧張り構造用集成材の規格に適合するものであること。 二 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するものであること。 三 平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数值を指定した集成材であること。 四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数值を指定した木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料であること。 五 製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）に規定する目視等級区分構造用製材又は機械等級区分構造用製材の規格に適合するもののうち、含水率の基準が十五パーセント以下（次のイ又はロに掲げる接合とした場合にあつては、当該接合の種類に応じてそれぞれ次のイ又はロに定める数值以下）のものであること。 イ・ロ （略） 六 平成十二年建設省告示第千四百五十二号第六号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数值を指定した木材のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（前号イ又はロに掲げる接合とした場合にあつては、当該接合の種類に応じてそれぞれ同号イ又はロに定める	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小はりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次のいずれかに適合すること。 一 集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第五条に規定する構造用集成材の規格及び第六条に規定する化粧張り構造用集成材の規格 二 単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第一部四・二に規定する構造用単板積層材の規格 三 平成十三年国土交通省告示第千二十四号第三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数值を指定した集成材 四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数值を指定した木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料 五 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）第三部に規定する目視等級区分構造用製材の規格又は同告示第四部に規定する機械等級区分構造用製材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（次のイ又はロに掲げる接合とした場合にあつては、当該接合の種類に応じてそれぞれ次のイ又はロに定める数值以下）のもの イ・ロ （略） 六 平成十二年建設省告示第千四百五十二号第六号の規定に基づき、国土交通大臣が基準強度の数值を指定した木材のうち、含水率の基準が十五パーセント以下（前号イ又はロに掲げる接合とした場合にあつては、当該接合の種類に応じてそれぞれ同号イ又はロに定める

数値以下)のものであること。

数値以下)のもの

（準耐火構造の構造方法を定める件の一部改正）

第二条 準耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一 令第一百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。 イ ホ （略） ヘ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）<u>」、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）</u>に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 (1) (3) （略） 二 （略）	第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハからホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一 令第一百七条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根（軒裏を除く。）の構造方法にあつては、次に定めるものとする。 イ ホ （略） ヘ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）<u>」第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第一部簡条三又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）簡条三</u>に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 (1) (3) （略） 二 （略）

（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正）

第三条 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後		
別表第二（品質基準及びその測定方法等）				
(略)	第一第十号に掲げる建築材料	(略)	建築材料の区分	(い)
	一寸法及び曲がりの基準値が定められていること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質接着成形軸材料の曲がりの基準値については、この限りでない。	(略)	品質基準	(ろ)
	一寸法及び曲がりの測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の精度を有する測定方法によること。 イゝハ（略） ニ 曲がりの測定は、製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号） <u>第二部簡条四</u> に規定する測定方法によって行うこと。	(略)	測定方法等	(は)
別表第二（品質基準及びその測定方法等）				
(略)	第一第十号に掲げる建築材料	(略)	建築材料の区分	(い)
	一寸法及び曲がりの基準値が定められていること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質接着成形軸材料の曲がりの基準値については、この限りでない。	(略)	品質基準	(ろ)
	一寸法及び曲がりの測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の精度を有する測定方法によること。 イゝハ（略） ニ 曲がりの測定は、製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八百三十三号） <u>第一部簡条六</u> に規定する測定方法によって行うこと。	(略)	測定方法等	(は)
		改正前		

（木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件の一部改正）

第四条 木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度 F_c、F_t、F_b 及び F_v は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。 一 製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあつてはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の目視等級区分によるもの その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材（以下「並列材」という。）にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。 （表 略） 二〇六 （略）	建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度 F_c、F_t、F_b 及び F_v は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。 一 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあつてはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の目視等級区分によるもの その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材（以下「並列材」という。）にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。 （表 略） 二〇六 （略）

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第五条 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第三 基準強度 一 第一一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。 イ 製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあつてはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材（日本農林規格に定められていない木材をいう。）その樹種に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値 ロ（略） 表一・表二（略） 二 第一二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_s並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、それぞれ次に掲げるものとする。 イ 第一二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。）に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材及び同一等級構成集成材並びに集成材規格に規定する化粧張り構造用集成柱の規格に適合する化粧張り構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という。）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するA種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。
改正前	第三 基準強度 一 第一一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。 イ 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあつてはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材（日本農林規格に定められていない木材をいう。）その樹種に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値 ロ（略） 表一・表二（略） 二 第一二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_s並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、それぞれ次に掲げるものとする。 イ 第一二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧張り構造用集成柱の規格に適合する化粧張り構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という。）第一部四・二に規定する構造用単板積層材の規格に適合するA種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。

表一 対称異等級構成集成材(特定対称異等級構成集成材を除く。)の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)	強度等級	
	F_c	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
F_t	F_b	
積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位 ミリメートル）が対応する集成材規格第一部表十九の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）		
幅方向		

表一 対称異等級構成集成材(特定対称異等級構成集成材を除く。)の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略)	強度等級	
	F _c	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	F _b	
	幅方向	

この表において、強度等級は、集成材規格第一部表十八（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあつては表三十二）に規定する強度等級を表すものとする。

表二 特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	
基準強度（単位 トン） 一平方ミリメートルにつきニュ	F_c
	F_t
	F_b
積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位 ミリメートル）が対応する集成材規格第一部表十九の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）	幅方向

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表十七（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあつては表三十）に規定する強度等級を表すものとする。

表二 特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級		基準強度（単位 トン） 一平方ミリメートルにつきニュ
F _c		
F _t		
F _b		
積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位 ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十八の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）		幅方向

(略) この表において、強度等級は、集成材規格第一部表十八に規定する強度等級を表すものとする。以下表三において同じ。	強度等級	
	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	
	F_c	F_t
	積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位 ミリメートル）が対応する集成材規格第一部表十九の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）	F_b 幅方向

表三 非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

(略) この表において、強度等級は、集成材規格第五条表十七に規定する強度等級を表すものとする。以下表三において同じ。	強度等級	
	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	
	F_c	F_t
	積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位 ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十八の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）	F_b 幅方向

表三 非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

表四 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度	ひき板の 積層数		
	強度等級		
	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	F_c	
		F_t	
		F_b （それぞれ数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位ミリメートル）が対応する集成材規格第一部表二十八の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）	

表四 同一等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度	(略)	ひき板の積層数	強度等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	F_c	F_t	F_b (それぞれ数値に、集成材の厚さ方向の辺長(単位ミリメートル)が対応する集成材規格第五条表二十六(等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあつては表三十三)の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を

	(略)	この表において、強度等級は、集成材規格第一部表二十七（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあつては表三十三）に規定する強度等級を表すものとする。
	(略)	この表において、強度等級は、集成材規格第五条表二十五（等級が同じひき板で構成された内層特殊構成集成材にあつては表三十一）に規定する強度等級を表すものとする。
表五〇表十 ロ (略) 表一・表二 (略) 三〇九 (略)	表五〇表十 ロ (略) 表一・表二 (略) 三〇九 (略)	乗じたものとする。)

（枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第六条 枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二 材料 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。 <table border="1" data-bbox="247 280 1114 1093"> <tr> <th data-bbox="1029 280 1114 560">構造部材の種類</th><th data-bbox="1029 560 1114 1093">規格</th></tr> <tr> <td data-bbox="247 280 1029 560"> (一) 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなぎ </td><td data-bbox="247 560 1029 1093"> 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第一部四・四に規定するMSR枠組材の規格若しくは第一部四・八に規定するMSRたて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）に規定する構造用集成材の規格若しくは化粧ばり構造用集成柱の規格 </td></tr> </table>	構造部材の種類	規格	(一) 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなぎ	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第一部四・四に規定するMSR枠組材の規格若しくは第一部四・八に規定するMSRたて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）に規定する構造用集成材の規格若しくは化粧ばり構造用集成柱の規格
構造部材の種類	規格				
(一) 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなぎ	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第一部四・四に規定するMSR枠組材の規格若しくは第一部四・八に規定するMSRたて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）に規定する構造用集成材の規格若しくは化粧ばり構造用集成柱の規格				
改正前	第二 材料 一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。 <table border="1" data-bbox="247 1198 1114 2011"> <tr> <th data-bbox="1029 1198 1114 1478">構造部材の種類</th><th data-bbox="1029 1478 1114 2011">規格</th></tr> <tr> <td data-bbox="247 1198 1029 1478"> (一) 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなぎ </td><td data-bbox="247 1478 1029 2011"> 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第一部四・四に規定するMSR枠組材の規格若しくは第一部四・八に規定するMSRたて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）<u>第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格</u> </td></tr> </table>	構造部材の種類	規格	(一) 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなぎ	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第一部四・四に規定するMSR枠組材の規格若しくは第一部四・八に規定するMSRたて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。） <u>第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格</u>
構造部材の種類	規格				
(一) 土台、端根太、側根太、まぐさ、たるき及びむなぎ	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に規定する甲種枠組材の特級、一級若しくは二級若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第一部四・四に規定するMSR枠組材の規格若しくは第一部四・八に規定するMSRたて継ぎ材の規格、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）に規定する構造用単板積層材の特級、一級若しくは二級又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。） <u>第五条に規定する構造用集成材の規格若しくは第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格</u>				

(一)		(二)・(三)		(四)	(五)	(六)
屋外に面する部分(防水紙その他これに類する)		壁のたて枠		(三)に掲げる規格(集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は枠組壁工法構造用等規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	(略)	筋かい
材料の種類		規格				
製材	(略)	(三)に掲げる規格(二)に掲げる規格(一)に掲げる規格を除く。)及び集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は製材の日本農林規格(令和七年農林水産省告示第百九十五号。以下「製材規格」という。)に規定する下地用製材の板類の一級				
製材規格に規定する下地						

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に限る。)に適合するものとしなければならない。

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に限る。)に適合するものとしなければならない。

(一)		(二)・(三)		(四)	(五)	(六)
屋外に面する部分(防水紙その他これに類する)		壁のたて枠		(三)に掲げる規格(集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は枠組壁工法構造用等規格に規定するたて枠用たて継ぎ材の規格	(略)	筋かい
製材	(略)	材料の種類	規格			
製材の日本農林規格(平		(三)に掲げる規格(二)に掲げる規格(一)に掲げる規格を除く。)及び集成材規格第五条に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は製材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千八百三十三号)に規定する下地用製材の板類の一級				

二
構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に限る。)に適合するものとしなければならない。

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に限る。)に適合するものとしなければならない。

三・四（略）	（略）	もので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材	
		（略）	用製材の板類の一級

三・四（略）	（略）	もので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材	
		（略）	成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する下地用製材の板類の一級

（丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第七条 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二 材料 一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）表D・一の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第一部表十四の樹種としなければならない。 二・三 （略）
改正前	第二 材料 一 構造耐力上主要な部分に使用する丸太材等の樹種は、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号）表D・一の樹種又は集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第五条表十二の樹種としなければならない。 二・三 （略）

（建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正）

第八条 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第一 (略) 2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準 イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。 (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項において「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項において「炎侵入防止構造」という。）であること。 (i) (iii) (略)
改正前	第一 (略) 2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準 イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。 (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）第二条第二項に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項において「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項において「炎侵入防止構造」という。）であること。 (i) (iii) (略)

3 3 8	二 六	口	(2)
(略)	(略)	(略)	(略)

3 3 8	二 六	口	(2)
(略)	(略)	(略)	(略)

（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第九条 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第一 (略) 2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準 イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。 (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項及び第八項から第十項までにおいて同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「炎侵入防止構造」という。）であ
改正前	第一 (略) 2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。 一 耐力壁 次に掲げる基準 イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。 (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）<u>第二条</u>、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）<u>第二条</u>又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）<u>第二条第二項</u>に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項及び第八項から第十項までにおいて同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「炎侵入

防止構造」という。()であること。

（一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第十条 一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。 イ、ニ （略） ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）、「<u>単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）</u>」又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 (1) (3) （略） 二、四 （略）
改正前	第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。 一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。 イ、ニ （略） ホ 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）<u>第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）</u>」第一部簡条三又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）<u>簡条三</u>に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下同じ。）を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とすること。 (1) (3) （略） 二、四 （略）

（木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件の一部改正）

第十一条 木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和七年国土交通省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二材料 一 (略) 二 木質接着複合パネル以外の材料であつて構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であつてその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であつてそれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあつては、この限りでない。 イ 土台、柱、結合材（壁パネル（木質接着複合パネルを壁として使用する場合における当該木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）又はまぐさと結合し、水平力及び鉛直力を負担する鉛直部材をいう。以下同じ。）、胴差、まぐさ及び桁 次の(1)から(9)までのいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料 (1)・(2) (略) (3) 製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）に規定する甲種構造材の一級又は二級に適合する材料 (4)～(9) (略) ロ～ト (略) 三 (略)
改正前	第二材料 一 (略) 二 木質接着複合パネル以外の材料であつて構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であつてその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であつてそれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあつては、この限りでない。 イ 土台、柱、結合材（壁パネル（木質接着複合パネルを壁として使用する場合における当該木質接着複合パネルをいう。以下同じ。）又はまぐさと結合し、水平力及び鉛直力を負担する鉛直部材をいう。以下同じ。）、胴差、まぐさ及び桁 次の(1)から(9)までのいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料 (1)・(2) (略) (3) 製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に規定する甲種構造材の一級又は二級に適合する材料 (4)～(9) (略) ロ～ト (略) 三 (略)

附 則

この告示は、令和七年七月三十日から施行する。